関係各位

鹿屋市高齢福祉課長

特定福祉用具販売の種目追加に伴う複数購入の取り扱いについて

令和6年度介護報酬改定により、一部の福祉用具において、販売と貸与の選択制が導入されま した。

このことに伴い、特定福祉用具販売に新たに追加となった種目における、複数購入の可否や初 回購入時の必要書類等について、次のとおり取り扱うこととしますので、確認をお願いします。

1 選択制の対象種目における複数購入の可否

種目	対象要件	複数購入の可否
スロープ	貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい	初回:〇
	段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜	※2回目以降は
	上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。	要事前相談
歩行器	貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等	×
	<u>の形状となる固定式又は交互式歩行器</u> をいい、車輪・キャスターが	
	付いている歩行車は除く。	
歩行補助	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホ	×
つえ	<u>ームクラッチ</u> 及び <u>多点杖</u> に限る。	

^{※1}箇所にスロープ2つを用いる場合等、対象に該当するか悩む場合は事前にご相談ください。

2 スロープの初回購入時の必要書類

初回購入			
受領委任払	償還払		
·介護保険福祉用具購入費等受領委任払事前承	·居宅介護 (予防) 福祉用具購入費支給申請書		
認申請書	・領収書 (原本)		
・特定福祉用具販売計画書	• 特定福祉用具販売計画書		
・福祉用具カタログの写し	・福祉用具カタログの写し		
・見積書	・振込先がわかるもの(通帳等)の写し		
★スロープの設置(予定)場所がわかる写真	・見積書		
※事前承認申請時は設置予定場所、支給申請	★スロープの設置場所がわかる写真		
時は設置した場所がわかる写真を添付			

※必要性確認のため特定福祉用具販売計画書に設置場所、使用目的などを明記してください。

3 スロープの複数購入に係る事前相談の必要書類

購入2回目以降(要事前相談)

- 特定福祉用具販売計画書
- ・福祉用具カタログの写し
- 見積書
- ★設置予定場所がわかる写真
- ★現在の設置場所と、追加購入分の設置予定場所がわかる図面